

建設リサイクル法の届出

＜届出先＞ 明石市役所 開発審査課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1(本庁舎 7F)
TEL 078-918-5087
FAX 078-918-5109

＜窓口時間＞ 9時00分～16時30分（昼休み12時～13時）土・日・祝祭日・年末年始を除く

1 届出が必要な工事

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を使用または排出する工事で、下記の工事規模。

工 事 の 種 類	工 事 規 模	別表
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上	別表1
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上	別表2
建築物の修繕・模様替え （リフォームなど）	請 負 金 額 1億円以上（税込み）	
建築物以外の解体・新築など （土木工事など）	請 負 金 額 500万円以上（税込み）	別表3

※ 届出先は明石市内の工事の場合、明石市役所 開発審査課です。

2 届出書類

① 届 出 書

② 別表1、2、3

※「アスベスト」と「近隣説明」
の項目もご記入ください

③ 位 置 図

④ 写 真 ・ 設 計 図

⑤ 工 程 表

⑥ 委 任 状

・建築物の解体…別表1

・建築物の新築・修繕…別表2

・建築物以外…別表3

地図に工事の場所を明示してください。

・建築物の解体…全体がわかるカラー写真2面以上

・建築物の新築・修繕…配置図と立面図2面

・建築物以外…設計図書（平面図・断面図）

発注者以外が届け出る場合必要です。

※ 2部提出して下さい。受付印を押し、1部はご返却します。

※ 明石市開発審査課ホームページから届出書などを印刷できます。

3 届出期限 工事着手の7日前まで

※ 届出が必要な解体工事は、工事後「建設資材廃棄物引渡完了報告書」の提出が必要です。
明石市内の工事の場合、提出先は明石市市民生活局環境室 産業廃棄物対策課（明石クリーンセンター内 TEL078-918-5784）です。

※ 「特定建設作業実施届出書」と「特定工作物解体等工事実施届」は環境保全課（明石クリーンセンター内 TEL078-918-5030）が担当です。